

みどり市教育大綱

—ふるさとを 未来へつなぐ 人づくり—

平成 27 年 10 月

群馬県みどり市

I 大綱策定の趣旨

少子高齢化など社会の急激な変化、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化、貧困の連鎖、さらには環境問題や食糧・エネルギー問題などの地球規模の課題に対応するため、教育の充実がますます必要となっています。

このような諸課題に対応し、みどり市の持続的な発展を支えて未来へと継承できる人材を育成するため、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本指針となる「みどり市教育大綱」を定めます。

II 大綱の位置づけ

この大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき定めるものです。

今後はこの大綱に沿って、市と教育委員会がこれまで以上に意志の疎通を図りながら教育行政を進めていきます。

III 大綱の期間

この大綱が対象とする期間はみどり市総合計画との整合性を図るため、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とします。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総合計画	基本構想（10 年間）									
						後期基本計画（5 年間）				
	前期基本計画（5 年間）									
教育大綱								大綱（3 年間）		

Ⅳ みどり市教育の基本理念

『ふるさとを 未来へつなぐ 人づくり』

本市は、みどり市総合計画において、「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」を市の将来像として掲げ、教育分野においては、「人を育て、文化をはぐくむまちづくり」を基本目標として諸施策を講じています。

市の将来像に向けてまちづくりを推進し、持続可能なみどり市を実現するため、あらゆる分野で市の発展を支え、そして未来へとしっかりつなぐ人材を確保できるよう、社会の変化に主体的に対応できる市民の育成を目指して教育行政を推進します。

V 大綱の基本目標

みどり市総合計画に基づき、以下に掲げる5つの目標の実現を図ります。

1. 生涯学習の推進

- より多くの市民が生涯学習に取り組めるよう、生涯学習機会の充実を図ります。
- 市民に生涯学習の場が提供できるよう、施設の充実を図ります。
- 文化や芸術を学び、発表や鑑賞する機会を増やすなど、文化・芸術活動を推進します。

2. 幼児教育の充実

- 心身ともに健康で、安全に幼稚園生活を送ることができる幼児の育成を目指します。
- 幼児が、安心・安全で快適な環境の中で学ぶことができるよう、教育環境の整備と充実を図ります。

3. 学校教育の充実

- 確かな学力と豊かな心、たくましく生きるための健康・体力を身につけた「生きる力」の育成を目指します。
- 「生きる力」を身につけた児童生徒を育成するため、教職員の指導力と資質の向上に努めます。
- 児童生徒が、安心・安全で快適な環境の中で学ぶことができる教育環境の整備と充実を図ります。

4. 文化財の保護と活用

- 文化財が後世に適正に受け継がれるように、保護・継承を図ります。
- 文化財がよく知られ、活用されるように文化財活用事業の充実に努めます。
- 博物館や展示施設の適正な維持管理に努めます。

5. 市民スポーツの充実

- スポーツ活動に参加する機会が増え、より多くの市民が生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう生涯スポーツ活動の環境充実を図ります。
- より多くの市民が安全で快適にスポーツ施設を利用できるよう、施設の整備と充実を図ります。

VI 大綱の基本目標達成に向けた取組

この大綱の基本目標を着実に達成するため、教育委員会においては、みどり市総合計画の基本事業に基づき実施する重点施策を毎年度当初に「みどり市教育行政方針」としてまとめます。また、各年度終了後、取り組みの効果や課題等を点検・評価し、その結果を市民に公表するとともに、次年度以降の取り組みに反映させていきます。